

高齢者を見守ります

問い合わせ 高年福祉課 ☎38-2044



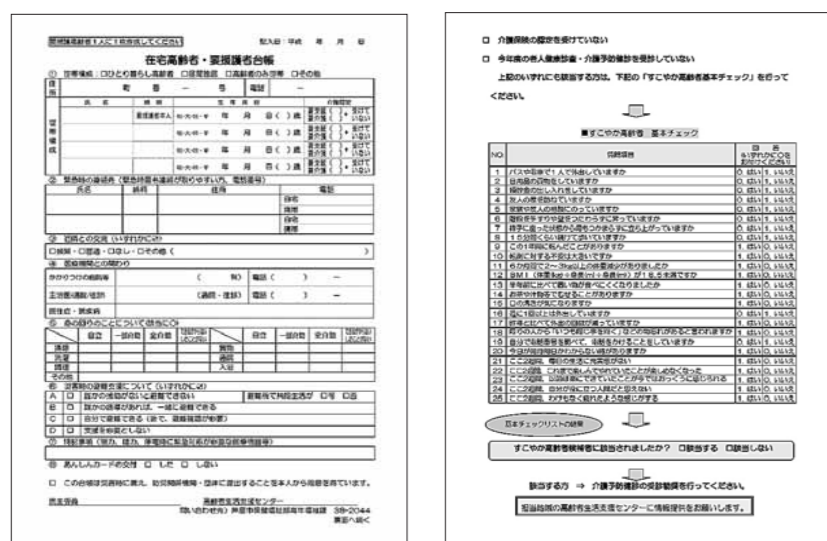
市内に在住の六十五歳以上のかたで、日常何らかの支援が必要なかたや災害時に何らかの支援が必要なかたのご家庭に民生委員がお伺いし、ご本人の状態を把握する事業を行っています。今年度も、単身高齢者・高齢者世帯のかたで災害時等に支援を必要とするかたを把握させていただくため、お住まいの地域を担当する民生委員が

災害時要援護者台帳登録のお知らせ

在宅高齢者のご家庭に民生委員がお伺いします

ご家庭を訪問いたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

■要援護者台帳の様式



大切な命を守るために

最近全国で、長期間誰にも気付かれないうちに、孤独死していたという事例が相次いでいます。皆さんの周りで、最近見かけないというかたや、様子がわからないというかたはいませんか？

また、家の中から異臭がするなど、不審に感じられた場合には、下記までお知らせください。ご協力をお願いします。

高年福祉課 ☎38-2044/ 地域福祉課 ☎38-2040/ 芦屋警察署 ☎23-0110

「救急医療情報キット」を配布しています

問い合わせ 社会福祉協議会 ☎32-7530

本市では『誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるまち』を目指し、「救急医療情報キット」の普及に取り組んでいます。



《救急医療情報キットとは》

万が一の災害や急病に備え、医療情報(かかりつけ医・服薬内容・緊急連絡先など)を記入した用紙を筒状の容器に入れ、ご家庭にある冷蔵庫に収納し、緊急時に駆けつけた救急隊員が人命救助の迅速化に役立てるためのものです。

「高齢者バス運賃割引証」をご利用のかたへ

平成24年10月1日から、「高齢者バス運賃割引証」にて阪急バスをご利用の際のお支払い方法が現金のみに変わります。

阪急バスでは、「ICカード「hanica(ハニカ)」の導入に伴い、磁気カードサービス(阪急阪神共通回数カード・芦屋市敬老回数カード等)が、本年9月30日(日)をもって利用終了となるため、10月1日以降に「高齢者バス運賃割引証」にて市内の阪急バスをご利用の際、運賃のお支払いは現金のみとなります。

ご不便・ご迷惑をおかけすることとなりますが、ご理解をよろしくお願いたします。

(ICカード・磁気カード) 阪急バス芦屋浜営業所 ☎31-1121
阪急バス自動車事業部営業推進課 ☎06-6866-3172

問い合わせ 高年福祉課 ☎38-2044

介護保険料の算定

第1号被保険者(65歳以上のかた)の介護保険料基準額

$$\text{基準額(月額)} = \frac{\text{3年間の総費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{3年間の芦屋市の第1号総被保険者数}} \div 12 \text{カ月}$$

【所得段階別の介護保険料額】(平成24年度～26年度)

改正後(第5期介護保険事業の保険料額)			改正前		
所得段階	所得等の条件・基準額に対する割合	保険料(円) 年額(月額)	所得段階	所得等の条件・基準額に対する割合	保険料(円) 年額(月額)
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税	30,480円(2,540円)	第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税	26,400円(2,200円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の場合	33,480円(2,790円)	第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の場合	29,040円(2,420円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円以下の場合	42,720円(3,560円)	第3段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円以下の場合	39,600円(3,300円)
	上記および第2段階以外の場合	45,720円(3,810円)		上記および第2段階以外の場合	42,240円(3,520円)
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる場合	54,960円(4,580円)	第4段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる場合	47,520円(3,960円)
	上記以外の場合	61,080円(5,090円)		上記以外の場合	52,800円(4,400円)
第5段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が125万円未満の場合	67,080円(5,590円)	第5段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が125万円未満の場合	58,080円(4,840円)
第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が125万円以上190万円未満の場合	76,320円(6,360円)	第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が125万円以上190万円未満の場合	66,000円(5,500円)
第7段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が190万円以上400万円未満の場合	91,560円(7,630円)	第7段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が190万円以上400万円未満の場合	79,200円(6,600円)
第8段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の場合	106,800円(8,900円)	第8段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の場合	92,400円(7,700円)
第9段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の場合	114,480円(9,540円)	第9段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の場合	99,000円(8,250円)
第10段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上の場合	122,160円(10,180円)	第10段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上の場合	105,000円(8,750円)

※保険料については、本人の課税状況や所得の状況・世帯の課税状況等に基づく段階設定により、負担額が異なります。

地域密着型サービスの施設等整備計画

■計画期間内における市内施設等整備(新規)数

種類	サービス内容	計画期間		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う、24時間対応の居宅サービス ■対象者 要介護1～5のかた	—	—	1カ所
認知症対応型通所介護	認知症高齢者に介護や趣味活動、食事、入浴サービスなどを提供する居宅サービス ■対象者 要支援1～要介護5のかた	—	—	1カ所
小規模多機能型居宅介護(複合型サービスを含む)	「通い」を中心とし、利用者の状態や希望に応じて随時、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供する居宅サービス ■対象者 要支援1～要介護5のかた 小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供する複合型サービス ■対象者 要介護1～要介護5のかた	—	—	1カ所
認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者に家庭的な雰囲気の中で過ごせる場を提供し、認知症の症状を和らげると共に、家族の負担軽減を図る居住系サービス ■対象者 要支援2～要介護5のかた	—	1カ所	1カ所
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29人以下の介護老人福祉施設へ入所する施設サービス ■対象者 要介護1～要介護5のかた	—	1カ所	1カ所

地域密着型サービスは、高齢者が住みなれた地域で、安心した生活を継続するために提供するサービスです。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)や、介護保険法の改正で新たに創設された「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を一体的に提供する「複合型サービス」等の基盤整備を行います。

保険料の変更点

◆低所得者に配慮した

介護保険料の段階設定

第5期介護保険事業における第1号被保険者の保険料は左記の表のとおりです。

国の政令に従い、第3段階について新たな区分を設け、低所得者の軽減を図ります。国の政令に従い、第7段階の基準所得金額を九十九万円に引き下げました。保険料額の上昇を抑制するため、保険料段階

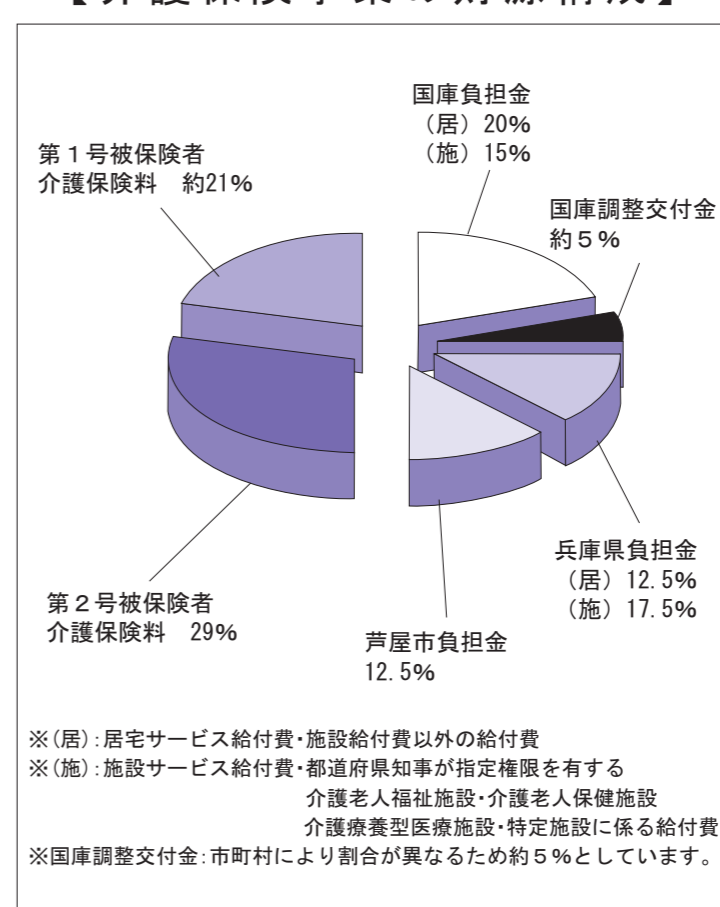
介護保険の財源

第1号被保険者六十五歳以上のかたは財源の約21%を担うことになりました。

介護保険は、社会全体で支える制度として概ね半分を公費、半分を高齢者等の保険料で運営されています。なお、介護給付費の国庫負担金は、都道府県負担金については、居宅サービス給付費と施設サービス給付費とは負担割合が異なります。その内訳は右グラフのとおりです。

の細分化を図り、新たに所得段階区分に第10段階を設定しました。

【介護保険事業の財源構成】



【介護保険料減免基準表】

保険料段階	減免の対象となるかた
第1段階	老齢福祉年金の受給者
第2段階	前年度の年間収入金額が60万円以下であるかた(世帯員の人数が2人以上である場合にあっては、60万円に世帯員のうち1人を除いた世帯員1人につき17万5,000円を加算した金額)
第3段階(特例)	収入が少なく生活が著しく困窮しているかた
第3段階	前年度の年間収入金額が150万円以下であるかた(世帯員の人数が2人以上である場合にあっては、150万円に世帯員のうち1人を除いた世帯員1人につき50万を加算した金額)
第4～第10段階	失業等により、所得が激減したかた
全段階	災害により被害を受けたかた
	風水害・火災などにより住宅・家財に著しい被害を受けたかたのうち一定の要件に該当するかた
	無年金外国籍高齢者等福祉給付金受給者

芦屋すこやか長寿プラン21(第6次芦屋市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画)

平成十二年四月から導入された介護保険制度は、要介護者を社会的に支える仕組みとして着実に浸透・定着してきましたが、その一方で、介護給付費の増加が著しく、制度の安定的確保が重要な課題となっております。本市においても、平成二十七年には高齢化率が26%となると予測され、市民の四人に一人が高齢者という超高齢社会を迎えます。

問い合わせ 高年福祉課介護保険担当 ☎38-2046